

◎岡山県規則第六十号

岡山県児島湖環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県児島湖環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県児島湖環境保全条例施行規則（平成三年岡山県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

◎岡山県告示第五百三十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成二十三年岡山県告示第五百五十八号（鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり存続期間を更新した。

令和三年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

井山鳥獣保護区

二 区域

総社市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

湯原湖鳥獣保護区

二 区域

真庭市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

次のとおりとする。

（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和三年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

香々美ダム特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

鏡野町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 面積

三〇ヘクタール

四 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称

占見・金地池特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

浅口市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 面積

一九ヘクタール

四 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

一 名称

茅部野特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

真庭市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

三 面積

二六四ヘクタール

四 存続期間

令和三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

◎岡山県告示第五百四十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、令和二年岡山県告示第五百六十七号（特定猟具使用禁止区域の指定）で告示した特定猟具使用禁止区域について、次のとおり区域及び面積を変更した。

令和三年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 名称

花園特定猟具使用禁止区域（銃）

二 変更年月日

令和三年十一月一日

三 変更後の区域

真庭市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）

四 変更後の面積

三四〇ヘクタール

五 存続期間

令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

六 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部真庭地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

◎岡山県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道

二 路線名 金甲山線

三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
玉野市上山坂字大平一一八〇番一地内	新	二〇・二 四九・一	二一・七
玉野市上山坂字大平一一八〇番一地内	旧	七・九 九・〇	二一・七

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

◎岡山県告示第五百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	金甲山線	玉野市上山坂字大平一一八〇番一地内	令和三年十月二十九日

〔四四三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年十月二十九日

岡山市知事 伊原 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名

岡山県税務システム専用機器（仕様指定）更新に係る機器借上げ及び保守

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び岡山県税務システム専用機器（仕様指定）仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 借入場所

岡山県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び保守料総額の60分の1に相当する金額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和3年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第45号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

岡山県公報 第12340号 令和3年10月29日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 保守業務については、県内に事業所を有する等、障害発生時に早急に対応できる者であること。
- (8) 借入物件について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が2(1)の要件に該当する者であること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 086-226-7538（直通）
- 4 入札手続等
(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県総務部税務課電算管理班
電話 086-226-7242（直通）
電子メールアドレス zeimu@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年10月29日（金）から同年11月26日（金）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、入札説明書については岡山県総務部税務課のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/11/>) からダウンロードすることもできる。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加（条件付）申込書を提出しなければならぬ。

ア 提出期間

令和3年10月29日（金）から同年11月26日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所と同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。）

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和3年12月10日（金）午前10時

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の借入件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって令和3年12月9日（木）の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札参加（条件付）申込書を提出した者は、令和3年12月9日（木）までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Equipment replacement and maintenance services for the tax systems of
Okayama Prefectural Government

(2) Lease period :

From 1 April, 2022 through 31 March, 2027

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10:00 A.M. 10 December, 2021

(5) Contact point for the notice :

Taxation Division, Department of General Affairs, Okayama Prefectural
Government

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL : (086) 226-7242

〔四四四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年十月二十九日

岡山市知事 伊原 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名

岡山県税務システム専用機器（機種指定）更新に係る機器借上げ及び保守

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び岡山県税務システム専用機器（機種指定）仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 借入期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 借入場所

岡山県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料及び保守料総額の60分の1に相当する金額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和3年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第45号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

岡山県公報 第12340号 令和3年10月29日

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 保守業務については、県内に事業所を有する等、障害発生時に早急に対応できる者であること。
- (8) 借入物件について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者にあつては、当該第三者が2(1)の要件に該当する者であること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 086-226-7538（直通）
- 4 入札手続等
(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県総務部税務課電算管理班
電話 086-226-7242（直通）
電子メールアドレス zeimu@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年10月29日（金）から同年11月26日（金）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、入札説明書については岡山県総務部税務課のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/11/>) からダウンロードすることもできる。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加（条件付）申込書を提出しなければならぬ。

ア 提出期間

令和3年10月29日（金）から同年11月26日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所と同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。）

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和3年12月10日（金）午前10時30分
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の借入件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をもって令和3年12月9日（木）の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札参加（条件付）申込書を提出した者は、令和3年12月9日（木）までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Equipment replacement and maintenance services for the tax systems of
Okayama Prefectural Government

(2) Lease period :

From 1 April, 2022 through 31 March, 2027

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10:30 A.M. 10 December, 2021

(5) Contact point for the notice :

Taxation Division, Department of General Affairs, Okayama Prefectural
Government

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL : (086) 226-7242

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

〔四四五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林六一六、六一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一二二五―一グランコートI二〇一

内田 明成

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月七日

岡山県指令建指第二〇三号

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

〔四四六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字池ノ下東一六六三一、一六六三一九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音柿木六一九一五パークサイドヴィレッジD二〇二

安藤 雅仁

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月十日

岡山県指令建指第二一一号

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

〔四四七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字七ノ坪二七三―二、二七三―三、二七四―二、二七六―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西長瀬一〇〇―一―三クリスタルパレスB二〇二

大塚 裕司

大塚 紫織

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月八日

岡山県指令建指第一三〇号

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

〔四四八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

栄養塩分析装置 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和三年八月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社大熊

岡山市南区大福三七八番地一

五 落札金額

三六、〇八〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、二八〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和三年七月九日

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

〔四四九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年十月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
グロー放電発光分光分析装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和三年八月二十五日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社大熊
岡山市南区大福三七八番地一
- 五 落札金額
五一、三四八、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、六六八、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和三年七月九日

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

〔四五〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年十月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

五軸マシンングセンタ（倉敷工高） 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和三年八月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

岡部機械株式会社

岡山市北区今保一〇八番地の五

五 落札金額

四一、八〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、八〇〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和三年七月九日

令和3年10月29日 岡山県公報 第12340号

〔四五〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年十月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

五軸制御立形マシンニングセンタ（備前緑陽高） 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和三年八月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

岡部機械株式会社

岡山市北区今保一〇八番地の五

五 落札金額

三九、九八五、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、六三五、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和三年七月九日

◎岡山県人事委員会規則第十一号

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員特殊勤務手当支給規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二十五条の十二第一項第一号」を「第二十五条の二十四第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第七十六号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和三年十月十四日から適用する。

令和三年十月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表老人ホームの項中

岡山市友楽園

岡山市中区平井四一三
一三三

を

サービス付き高齢者向け
住宅せかんどゆうす西口
住宅型有料老人ホームな
つかわの郷

岡山市北区奉還町一十二
一三
岡山市北区中撫川二八九
一
岡山市中区平井四一三
一三三

に改める。

◎岡山県選管告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和三年十月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類

(第一号)

一以上の市町村等

の区域を単位とし

て設けられる支部

届出年月日

立憲民主党岡山県第5区総支部

はたとこ

湯川憲比古

浅口市金光町占見七九一

衆議院議員

○

令和三・九・二四

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

さいとうたかし後援会

川崎庄三

石井一輝

浅口市寄島町一二五三七

令和三・九・二

昼田政義後援会

渡邊和彦

渡邊毅

小田郡矢掛町浅海一八二三

〃 九・三〇

◎岡山県選管告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和三年十月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

社会民主党岡山県第四区 藤原新悟 主たる事務所の所在地

小田郡矢掛町東川面一四〇五一―一四

倉敷市玉島八島一九三六一―六篠原俊清方

令和三・九・八

支部連合

自由民主党岡山県岡山市

岡山市南区西高崎五―五二―三〇七

岡山市南区西紅陽台二―五八―五九四

八・二

南区第四支部

自由民主党岡山県電気通

倉敷市真備町市場七三〇―一

岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘二―一―五四

九・二二

信支部

代表者の氏名

西牧清二

中山茂

〃

〃 代表者の氏名

西田淳

渡辺繁二

〃

〃 会計責任者の氏名

岡山市北区檜津四九一―一

岡山市北区岡南町二―五―一〇岡山県森

七・二七

自由民主党岡山県林政支 小野泰弘 主たる事務所の所在地

林組合連合会内

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

浦上雅彦後援会 永山久人 主たる事務所の所在地

岡山市中区海吉一七六三一―一〇一

岡山市北区西古松西町八一―八スタック

九・一四

H育てる会 瀧本寛 会計責任者の氏名

高田直樹

前田勝則

九・一

S育てる会 柳田哲 〃

高田直樹

前田勝則

〃

金谷文則後援会 尾崎靖彦 〃

藤原順一

金谷志奈子

六・一〇

全国林業政治連盟岡山県 小野泰弘 主たる事務所の所在地

岡山市北区檜津四九一―一

岡山市北区岡南町二―五―一〇

七・二七

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃

支部

瀧本ひろし後援会

高田直樹

前田勝則

〃

九・一

働く者の明るい未来をつ

原田茂

高田直樹

前田勝則

〃

くる会

松成育てる会

松成康昭

高田直樹

前田勝則

〃

松成やすあき後援会

鹿瀬島正志

高田直樹

前田勝則

〃

柳田さとし後援会

原田茂

高田直樹

前田勝則

〃

〃

◎岡山県選管告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和三年十月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

社会民主党岡山県第二区支部連合

太田 勇

令和三・九・八

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

金谷文則君を応援する会

藤原 順一

令和三・九・八

◎岡山県選管告示第八十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設として、倉敷市選挙管理委員会から、次の施設を指定した旨報告があった。

令和三年十月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

施設 の 名 称	倉敷市ファッションセンター	
	所 在 地	倉敷市児島駅前一丁目四六番地
施設 の 管 理 者	倉敷ファッションセンター株式会社	
施設 の 積 累 の 程 度	面 積	倉敷ファッションギャラリー 一九二・二五㎡ イベントホール 二七六・八㎡
	収 容 人 員	一五〇人 三〇〇人
照 明 度	有 有	
指 定 年 月 日	令和三年九月一日	

◎岡山県選管告示第八十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設として、新見市選挙管理委員会から、次の施設を指定した旨報告があつた。

令和三年十月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

施設 の 名 称	新見文化交流館		
所 在 地	新見市新見一二三番地二		
施設 の 管 理 者	新見市長		
施 設 の 程 度	面 積	二七〇㎡	
	収 容 人 員	三〇〇人	
照 明 度	有		
指 定 年 月 日	令和三年十月四日		

◎岡山県選管告示第八十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、倉敷市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があつた。

令和三年十月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

倉敷市ファッションセンター	施設 の 名 称
倉敷市児島駅前一丁目四六	所 在 地
倉敷ファッションセンター 株式会社	施設 の 管 理 者
令和三年九月一日	指 定 取 消 年 月 日

◎岡山県選管告示第八十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、高梁市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があつた。

令和三年十月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

施設 の 名 称	高梁市働く婦人の家（軽運動室）	所 在 地	高梁市中原町一四七六一	施設 の 管 理 者	高梁市長	指 定 取 消 年 月 日	令和三年九月一日
	高梁市労働会館（第一会議室）		高梁市中原町一四七六一		高梁市長		令和三年九月一日